

奈良県訓令第五号

各部課室

各出先機関

奈良県事務決裁規程（昭和三十六年三月奈良県訓令甲第三号）の一部を次のように改正し、平成三十年四月一日から施行する。

平成三十年三月三十日

奈良県知事 荒井正吾

第二条第八号中「同項第四号に規定する」の下に「医療・介護保険局長、医療政策局長及び」を加え、同条第九号中「部理事」を「理事」に改め、同条第十号中「部参与」を「参与」に改め、同条第十二号中「部次長」を「次長」に改め、同条第十三号中「部技監」を「技監」に改め、同条第十六号中「規定する主幹」の下に「（会計局の主幹を除く。）」を加える。

第三条第二項中「部理事」を「理事」に、「部次長」を「次長」に改める。

第六条第二項中「部理事又は部次長に関する」を「理事又は次長の掌理する事務に係る」に、「部理事」を「当該理事」に、「部次長が」を「次長が」に、「により部理事」を「により理事」に、「ついて部理事」を「ついて当該理事」に改める。

別表第一部長専決事項の欄第一号及び第二号中「部理事、部参与」を「理事、参与」に、「部次長、部技監、課長、」を「次長、技監、課長並びに」に、「並びに部又は知事公室に置く主幹」を「主幹」に改め、同欄第四号中「部理事、部参与」を「理事、参与」に、「部次長、部技監」を「次長、技監」に改め、「部又は知事公室に置く」を削る。

別表第三中「民俗博物館」を「民俗博物館 保健所」に、「精華学院 保健所」を「精華学院」に、「まほろば健康パーク管理事務所」を「中和公園事務所」に、「図書館 馬見丘陵公園館」を「図書館」に改める。